

役員報酬規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人チェリー保育園（以下「法人」という。）の業務に従事する役員等の報酬について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規定において役員等とは、法人の理事、監事、評議員及び評議員選任・解任委員をいう。

第2章 報酬

(報酬)

第3条 継続かつ定期的に就業する役員等の報酬は、理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会へ出席したとき、その他法人業務に携わったときは、次の通り日当を支給する。（税金分を除く手取り）

(1) 理事、監事

議事参加1回につき10,000円

(2) 評議員

議事参加1回につき10,000円

(3) 評議員選任・解任委員

議事参加1回につき20,000円

(支給の方法)

第4条 各年度末に法人の財政状況を鑑みてまとめて支給するものとする。

第5条 職員を兼務する役員にもこの規程を適用する。

(交通費)

第6条 理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会への出席、法人業務に携わった時の交通費は、実費にて支払う。

第3章 附則

(改正)

第7条 この規定を改正または廃止する必要がある場合は、社会福祉法人 チェリー保育園理事会の議決を経なければならない。

この規定は平成29年2月1日より施行する。

平成29年12月16日改定、平成29年4月1日より施行する。